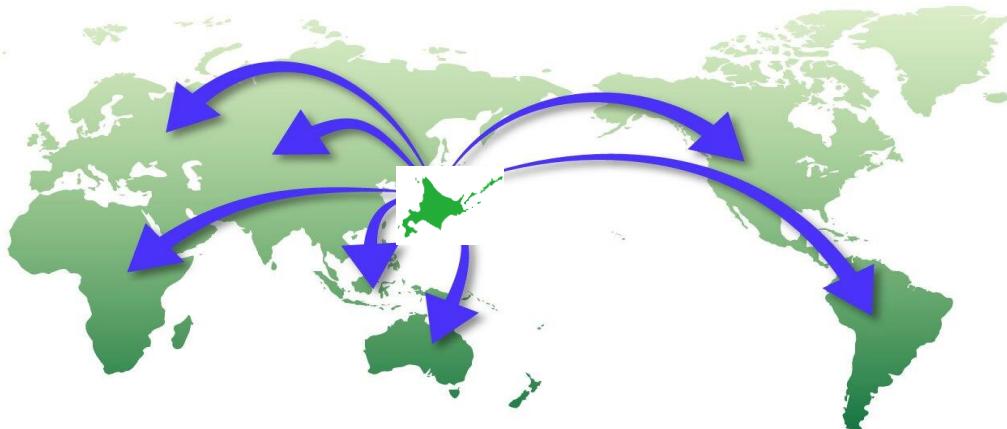




# 税関によるEPA利用 再考支援

函館税關 業務部長 小嶋道人

2025年5月28日（水）  
北海道輸出促進セミナー・相談会



# 本日お伝えしたいこと

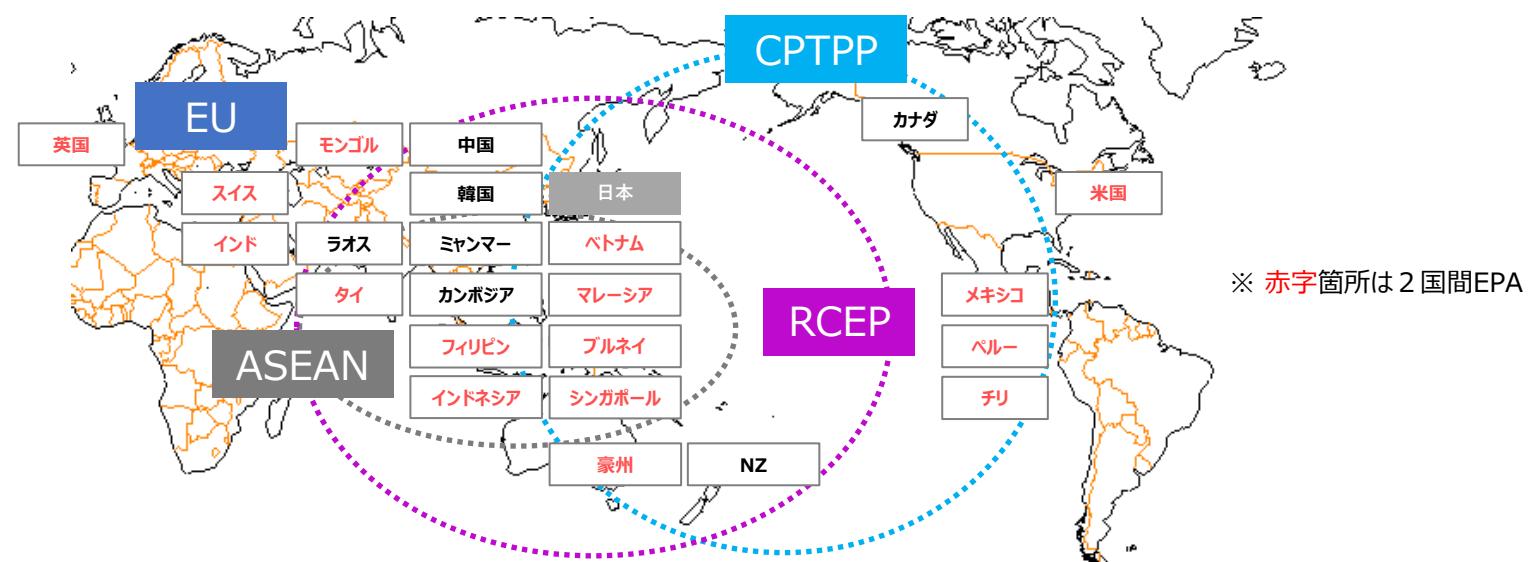
1. EPAの利用状況（輸出）
2. EPA利用（再考）のすすめ
3. 税関によるEPA利用（再考）支援
4. まとめ

# 1. EPAの利用状況

## EPA概要

### 日本で発効しているEPA

発効済 (20)	2002.11	シンガポール (2007.9改正)	2008.7	ブルネイ	2012.3	ペルー	2021.1	英国
	2005.4	メキシコ (2012.4改正)	2008.12	ASEAN (2020.8改正)	2015.1	豪州	2022.1	RCEP
	2006.7	マレーシア	2008.12	フィリピン	2016.6	モンゴル		
	2007.9	チリ	2009.9	スイス	2018.12	CPTPP		
	2007.11	タイ	2009.10	ベトナム	2019.2	EU		
	2008.7	インドネシア	2011.8	インド	2020.1	米国		



EPA/国	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	カンボジア	ミャンマー	ラオス	フィリピン	イス	ベトナム	インド	ペルー	豪州	モンゴル	カナダ	N Z	EU	米国	英国	韓国	中国
2国間	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○			○	○	○		
ASEAN	○		○		○	○	○	○	○	○	○	○												
CPTPP	○	○	○	○			○				○		○	○		○	○	○	○		○			
RCEP	○		○		○	○	○	○	△	○	○		○		○			○			○	○	○	

※ RCEP のうち△の国は未発効

(2025年4月末時点)

## 1. EPAの利用状況

# 第5回「経済連携協定(EPA)利用に係るアンケート」調査結果

(2024.6.14、財務省委託調査、日本関税協会による) ※税関HP

調査期間：2023年12月13日-2024年1月31日

有効回答数：1,172（通関業512、製造業373、商業・商社186、運輸・倉庫業130、団体11、その他（卸売業、コンサルなど）21

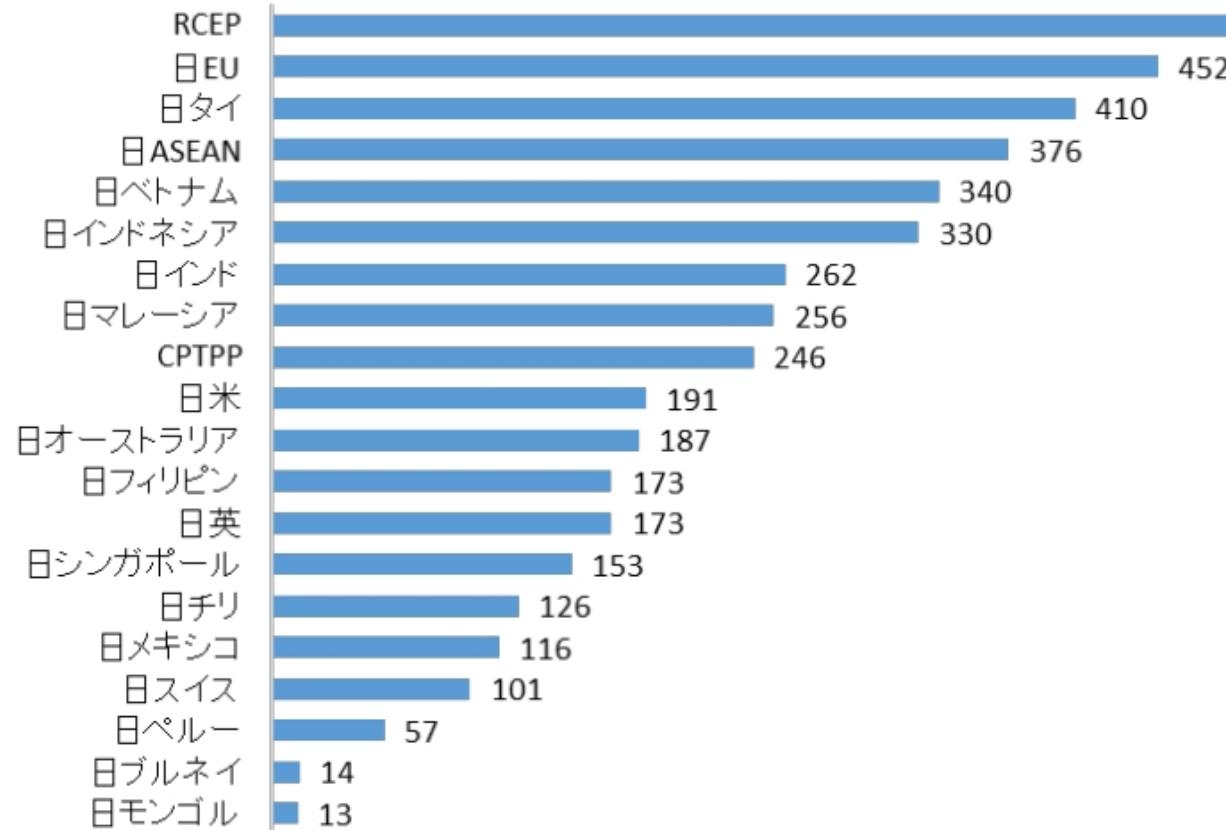
### 【構成】

- EPAの利用状況
- EPAの利用割合
- EPAを利用しない理由
- 利用1年以内の者がEPAの利用を開始した理由
- EPA利用に関する事務の体制
- 利用中のEPAについての困り事
- EPA利用に係る税関手続の情報入手・相談先等
- EPA利用に係る税関HPの利用目的・税関手続の情報入手・相談内容等
- EPA関連の説明会に対する更なる要望・日本税関のEPAに関する情報提供への満足度

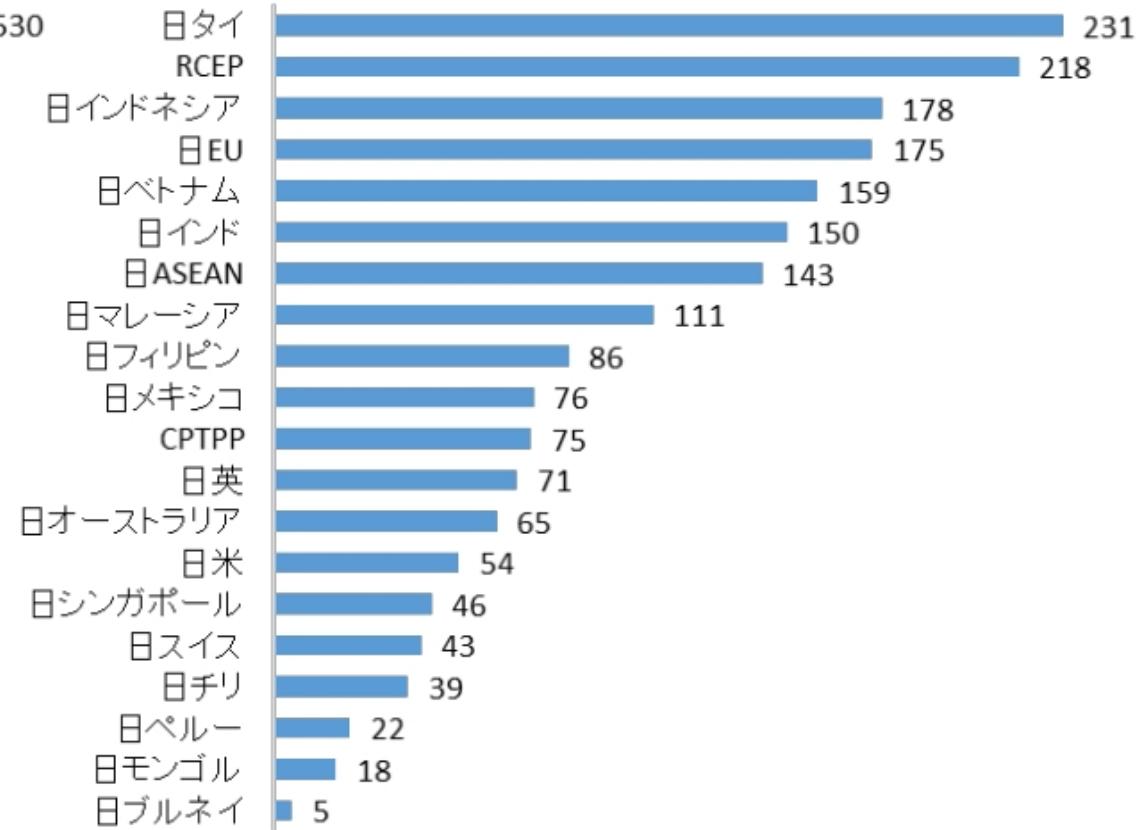
# 1. EPAの利用状況 アンケート①

## ○EPAの利用状況 ※複数回答可

### 【輸入】



### 【輸出】



※数字は者数を示す。以下同様

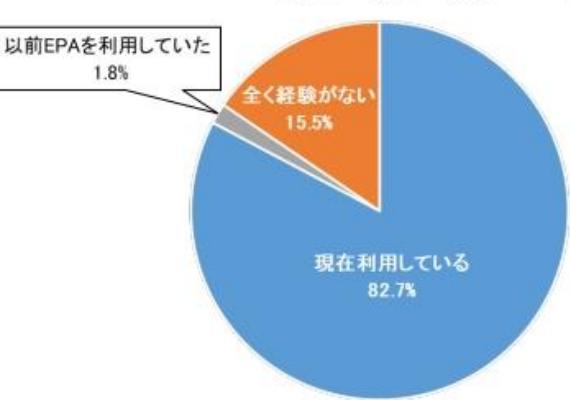
# 1. EPAの利用状況 アンケート②

## ○EPAの利用割合(内訳)

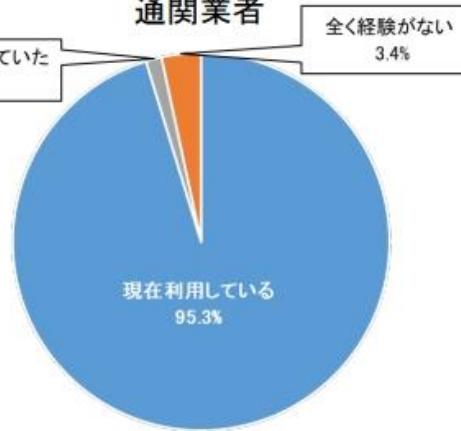
### 【輸入】

EPA締約国から輸入を「行っている」「以前行っていたが、今は行っていない」と回答した者におけるEPAの利用割合

EPA利用の有無(輸入・全体)



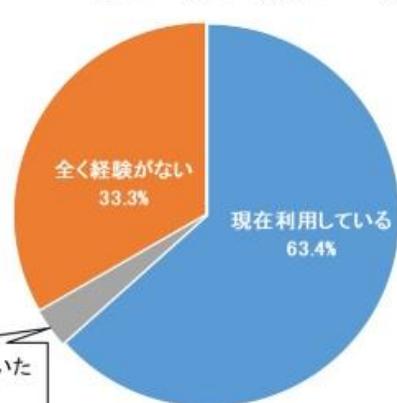
通関業者



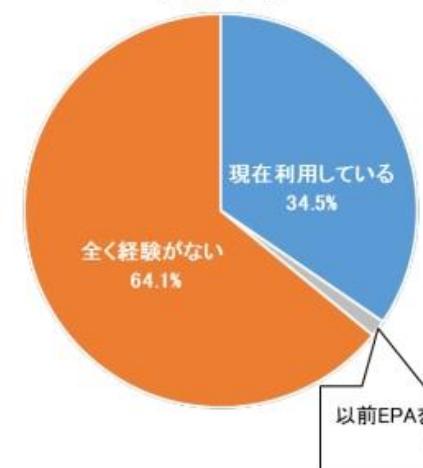
### 【輸出】

EPA締約国への輸出を「行っている」「以前行っていたが、今は行っていない」と回答した者におけるEPAの利用割合

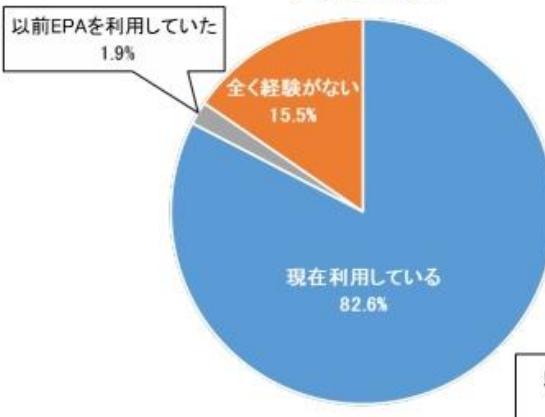
EPA利用の有無(輸出・全体)



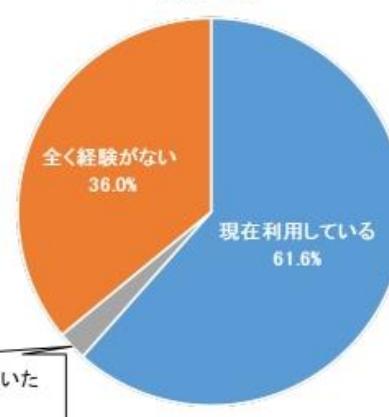
通関業者



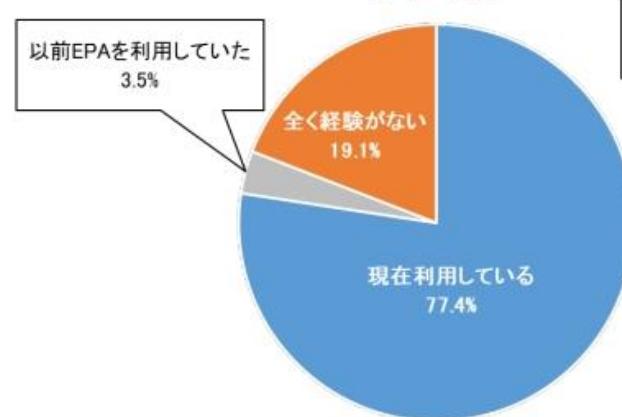
商業・商社



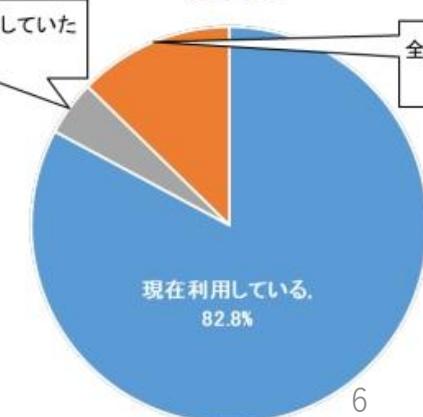
製造業



商業・商社



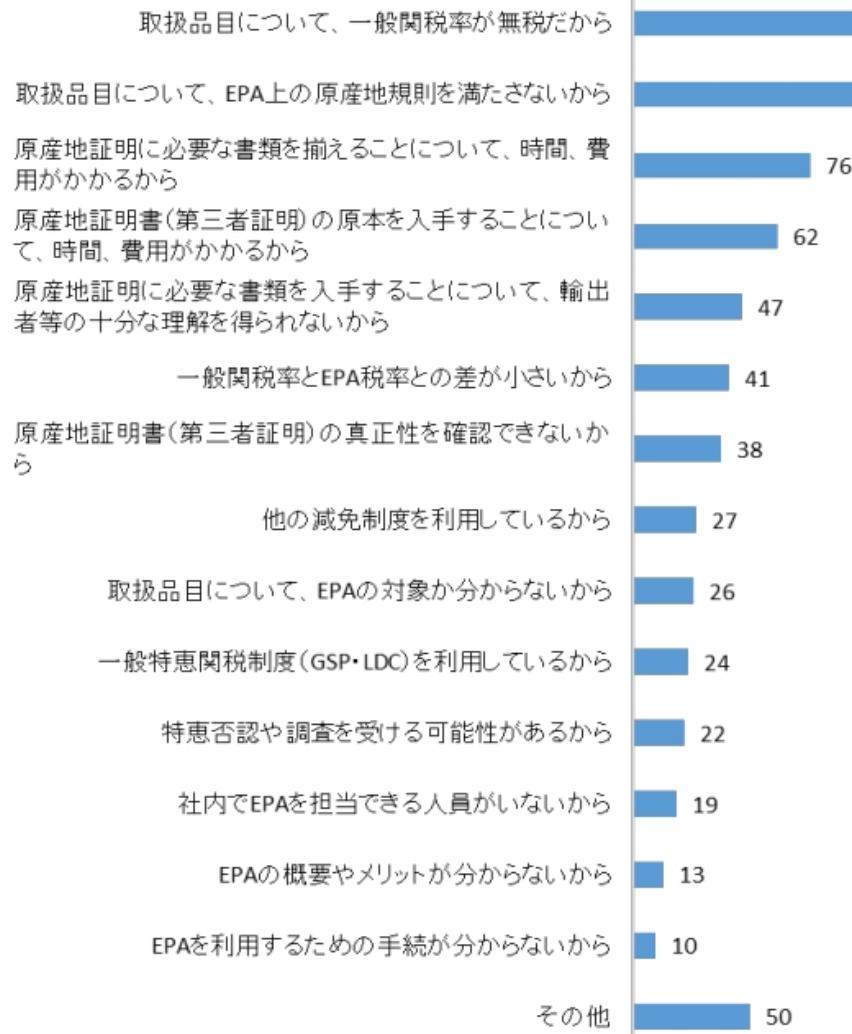
製造業



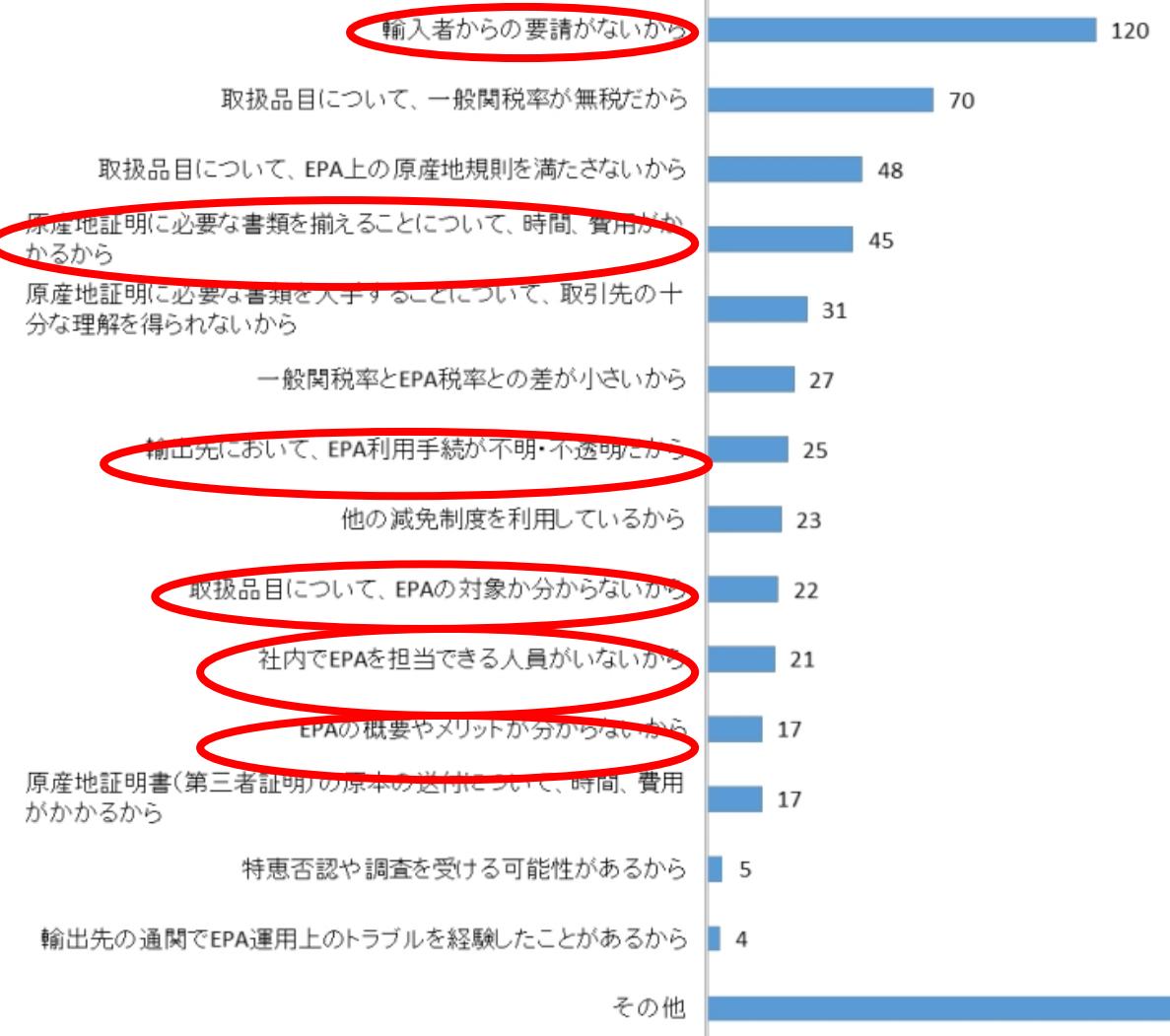
## 2. EPAの利用状況 アンケート③

### ○EPAを利用しない理由

#### 【輸入】



#### 【輸出】

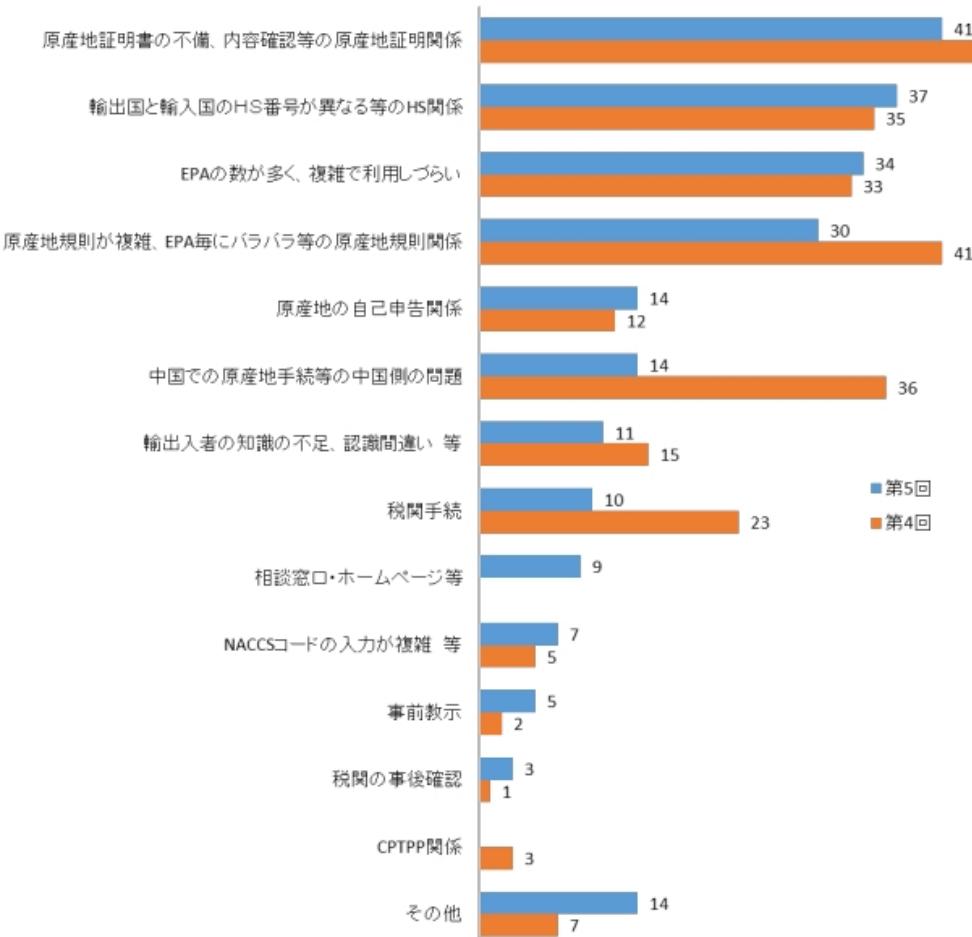


※輸出の「その他」の主な回答は「通関業者のため、輸出申告時のEPA適用が不明」

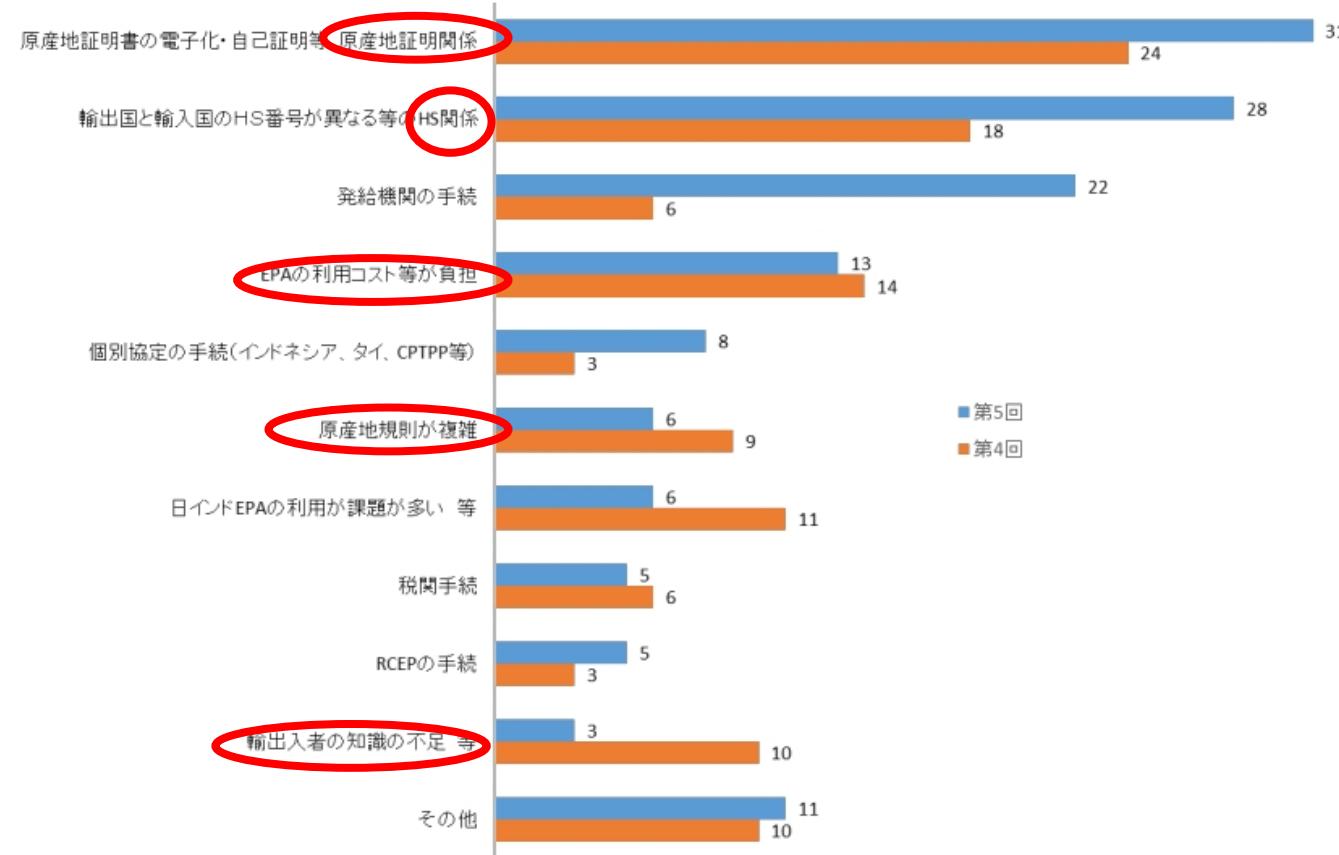
## 2. EPAの利用状況 アンケート④

### ○利用中のEPAについての困り事

#### 現在利用しているEPAで困っている項目(輸入)



#### 現在利用しているEPAで困っている項目(輸出)

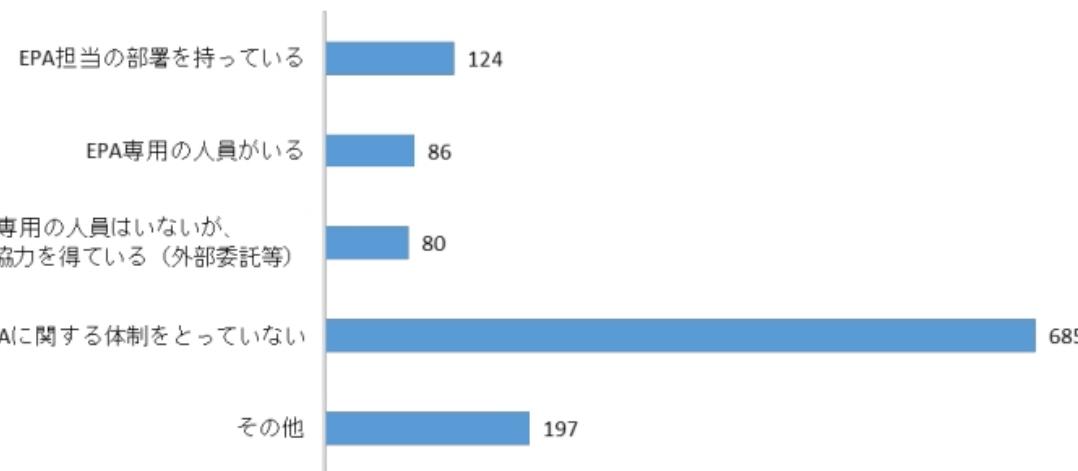


(注)各項目については、アンケートに自由記述で寄せられた意見を日本関税協会の見解によって項目立てしたもの。

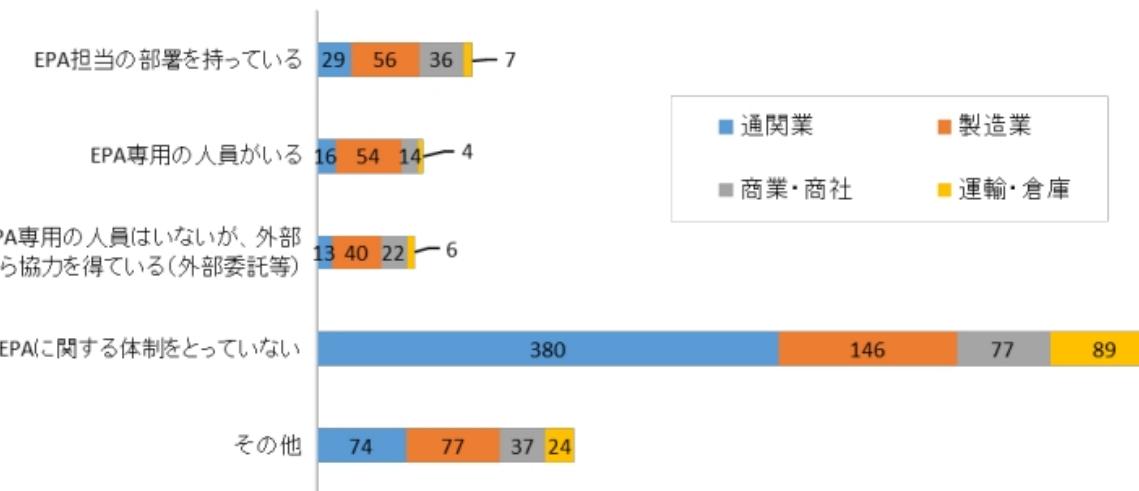
# 1. EPAの利用状況 アンケート⑥

## ○EPA利用に関する事務の体制

EPA利用者に関する事務の体制



業種ごとのEPA人員体制



資本金区分ごとのEPA人員体制(表)

資本金	EPA担当の部署を持っている	EPA専用の人員がいる	外部から協力を得ている (外部委託)	EPAに関する体制をとっていない	その他	資本金区分内 小計
3億円以上	76 (14.5%)	52 (9.9%)	39 (7.4%)	256 (48.9%)	101 (19.3%)	524 (100%)
1億円以上～3億円未満	22 (10.6%)	17 (8.2%)	11 (5.3%)	129 (62.0%)	29 (13.9%)	208 (100%)
5,000万円以上～1億円未満	12 (5.8%)	9 (4.3%)	12 (5.8%)	136 (65.7%)	38 (18.4%)	207 (100%)
5,000万円未満	14 (6.3%)	8 (3.6%)	18 (8.1%)	156 (70.3%)	26 (11.7%)	222 (100%)
その他	0	0	0	8 (72.7%)	3 (27.3%)	11 (100%)
全体	124 (10.6%)	86 (7.3%)	80 (6.8%)	685 (58.4%)	197 (16.8%)	1,172 (100%)

# 1. EPAの利用状況 アンケート⑤

## ○利用1年以内の者がEPAの利用を開始した理由

### 【輸入】

EPA利用開始の理由	全体	通関業者	製造業	商業・商社
取引先からの要請	33	31	0	1
既存の取引物品について、自社の体制整備等を行い、EPAを適用することとなったから	21	10	8	2
新たに、EPAが適用できる物品を取引することとなったから	16	10	4	1
既存の取引物品について、調達変更を行い、EPAが適用できる国と取引することとなったから	8	6	2	0
その他	5	1	3	1

### 【輸出】

EPAの利用を開始した理由	全体	通関業者	製造業	商業・商社
取引先からの要請	25	7	12	6
新たに、EPAが適用できる物品を取引することとなったから	10	3	3	3
既存の取引物品について、自社の体制整備等を行い、EPAを適用することとなったから	7	1	4	1
既存の取引物品について、調達変更を行い、EPAが適用できる国と取引することとなったから	3	0	2	1
その他	3	1	2	0

## 利用を開始した際の相談・情報入手先

相談・情報入手先	全体	割合	通関業者	割合	製造業	割合	商業・商社	割合
日本税関	44	63.8%	33	71.7%	5	33.3%	4	80.0%
取引先企業	29	42.0%	20	43.5%	5	33.3%	2	40.0%
通関業者	26	37.7%	11	23.9%	7	46.7%	5	100%
商社等	9	13.0%	5	10.9%	3	20.0%	0	0.0%
日本関税協会	8	11.6%	4	8.7%	1	6.7%	2	40.0%
JETRO	7	10.1%	2	4.3%	3	20.0%	1	20.0%
日本商工会議所	4	5.8%	1	2.2%	1	6.7%	1	20.0%
EPA相談デスク	1	1.4%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
コンサル会社	1	1.4%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
EPA締約国の税関	1	1.4%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%
その他	1	1.4%	0	0.0%	1	6.7%	0	0.0%
金融機関	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

## 利用を開始した際の相談・情報入手先

情報入手先	全体	割合	通関業者	割合	製造業	割合	商業・商社	割合
日本商工会議所	24	53.3%	1	9.1%	17	73.9%	5	55.6%
取引先企業	16	35.6%	3	27.3%	7	30.4%	5	55.6%
JETRO	11	24.4%	2	18.2%	7	30.4%	2	22.2%
日本税関	8	17.8%	5	45.5%	3	13.0%	0	0.0%
通関業者	8	17.8%	1	9.1%	5	21.7%	1	11.1%
EPA相談デスク	8	17.8%	1	9.1%	5	21.7%	2	22.2%
日本関税協会	4	8.9%	2	18.2%	1	4.3%	1	11.1%
商社等	3	6.7%	1	9.1%	1	4.3%	1	11.1%
EPA締約国の税関	2	4.4%	2	18.2%	0	0.0%	0	0.0%
コンサル会社	2	4.4%	0	0.0%	1	4.3%	1	11.1%
その他	3	6.7%	1	9.1%	1	4.3%	1	11.1%
金融機関	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

# 1. EPAの利用状況

## EPA利用推進に係る有識者勉強会 報告書 【2025年1月公表】

- RCEP発効後、我が国貿易総額に占めるEPA発効済の国・地域との貿易額の割合が約8割となり、EPA利用の更なる拡大が見込まれる。一方、メリットの不明瞭さや専門家の不足等の理由から、特に輸出において、国内企業が積極的なEPA利用に踏み切れない実態もあることがアンケート等で指摘されている。
- 国内企業、特に中小企業のEPA利用を推進するための課題と対応策を検討する目的で、有識者勉強会を昨年6月に立ち上げ。本年1月に、勉強会は議論内容を報告書として公表。  
<https://www.customs.go.jp/kyotsu/kokusai/news/epa/epa.html>

プレナリー（全体会議）

【役割】課題整理、論点提示、報告書の取りまとめ・公表

【参加者】有識者及び関税局課室

有識者：輸出入事業者、通関業者、弁護士、学識経験者

関税局：国際担当審議官、経済連携室、業務課、原産地規則室等

ワーキンググループ

【役割】個別論点の深堀り、解決策等の提案、新たな課題の提示

【参加者】各WGの分野と関連が深い有識者及び関税局課室

【事業者課題WG】リード：清水一委員（アイシン）  
-経営戦略上のEPA活用や関税マネジメントの重要性を事業経営者の認識につなげる効果的な手段を明確化

【民間専門家課題WG】リード：田中雄作委員（旭化成）  
-通関士（通関業者）を含め民間に一定程度存在している民間専門家の能力を如何に育成・活用するか等を検討

報告書概要

- 世界の貿易環境が大きく変わる中、企業は適切な事業戦略立案を行うために、関税ルールの変化を把握やEPAの戦略的価値の認識・理解が重要。
- しかし専門人材を、特に中小企業が内部で育成することは、容易ではなく、外部の関税の民間専門家が必要。
- 関税ルールの専門家である通関士向けに「EPA関税認定アドバイザー（仮称）」養成講座及び認定制度の創設を提言（日本通関業連合会が実施主体と想定）。
- EPA関税認定アドバイザーは、全国の身近な専門家としてEPA特恵関税等に係るアドバイス（関税分類特定支援、事後確認支援、原産地判定支援等）を日々提供し、日本の中小企業を含めた輸出拡大等に貢献することが期待される。
- 日本税関によるEPA利用支援として、EPA関税認定アドバイザーや関連機関等との連携や後方支援、諸外国税関との連携も重要と指摘。

EPA関税認定  
アドバイザー  
の創設

## 2. EPA利用(再考)のススメ

### EPA特恵マージンは年々拡大

特恵マージン =  
EPA特恵関税と  
最恵国待遇 (MFN) 関税  
の差

### サプライチェーンリスク (供給 途絶、禁輸や輸入禁止的な関 税引上げ等) の分散が必要 →輸入先・輸出先の多様化

### 円安傾向の継続、購買力平価 でみて日本產品の価格割安

輸出入者の皆様へ



函館税關

## EPA利用を再考してみませんか？

今がその時期です！ 皆様の再考を税關が支援します。

### EPA特恵マージンは年々拡大

メガEPA (TPP11、日  
EU EPA等) 発効から年  
数が経過し、特恵マージ  
ンは年々拡大しています。

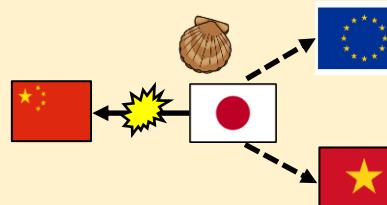


乗用車

日 EU・EPAの例  
(EU側の関税率)  
発効時: 8.8%  
現在: 2.5%  
(5年経過)

### サプライチェーンのリスク分散の必要性

特定の輸出相手国に依  
存することのリスクが  
顕在化してきており、  
分散化が推奨されます。



### 円安傾向等によるビジネスチャンス

近年、円安傾向が続くとともに、  
購買力平価でみて日本產品は割安  
です。



EPAを利用しない・できない状況は変わっていませんか？  
この機会に見直して競争力を高めませんか？

ご相談は以下にお問合せください

函館税關業務部原産地調査官

TEL : 0138-40-4255

メールアドレス : hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp

EPA関税  
段階的撤廃・削減  
(ステージング)

→FTAは10年間で完成  
(品目ベース90%以上撤廃)

## 2. EPA利用(再考)のススメ

### EPA概要

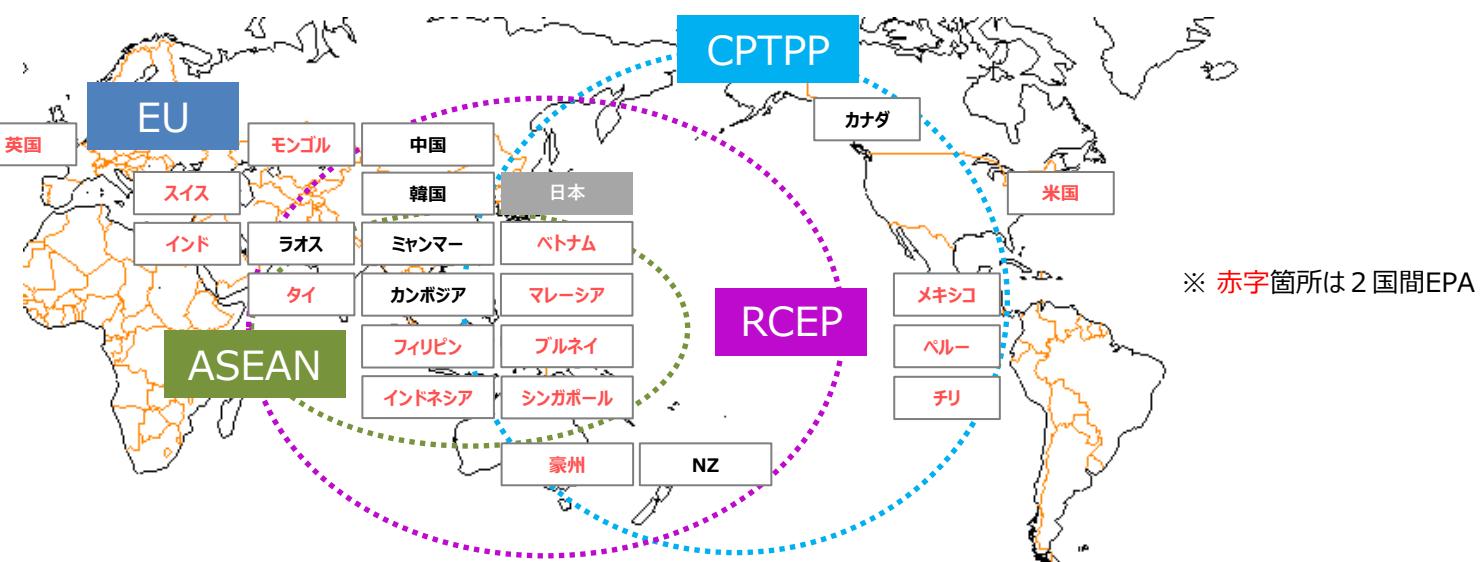
【再掲】

### 日本で発効しているEPA

発効10年以上経過  
→ステージングほぼ終了  
→FTA完成

発効済 (20)	2002.11	シンガポール (2007.9改正)	2008.7	ブルネイ	2012.3	ペルー	2021.1	英国
	2005.4	メキシコ (2012.4改正)	2008.12	ASEAN (2020.8改正)	2015.1	豪州	2022.1	RCEP
	2006.7	マレーシア	2008.12	フィリピン	2016.6	モンゴル		
	2007.9	チリ	2009.9	スイス	2018.12	CPTPP	→2027年で発効10年	
	2007.11	タイ	2009.10	ベトナム	2019.2	EU	→2028年で発効10年	
	2008.7	インドネシア	2011.8	インド	2020.1	米国		

メリット=特恵マージン  
→年々拡大

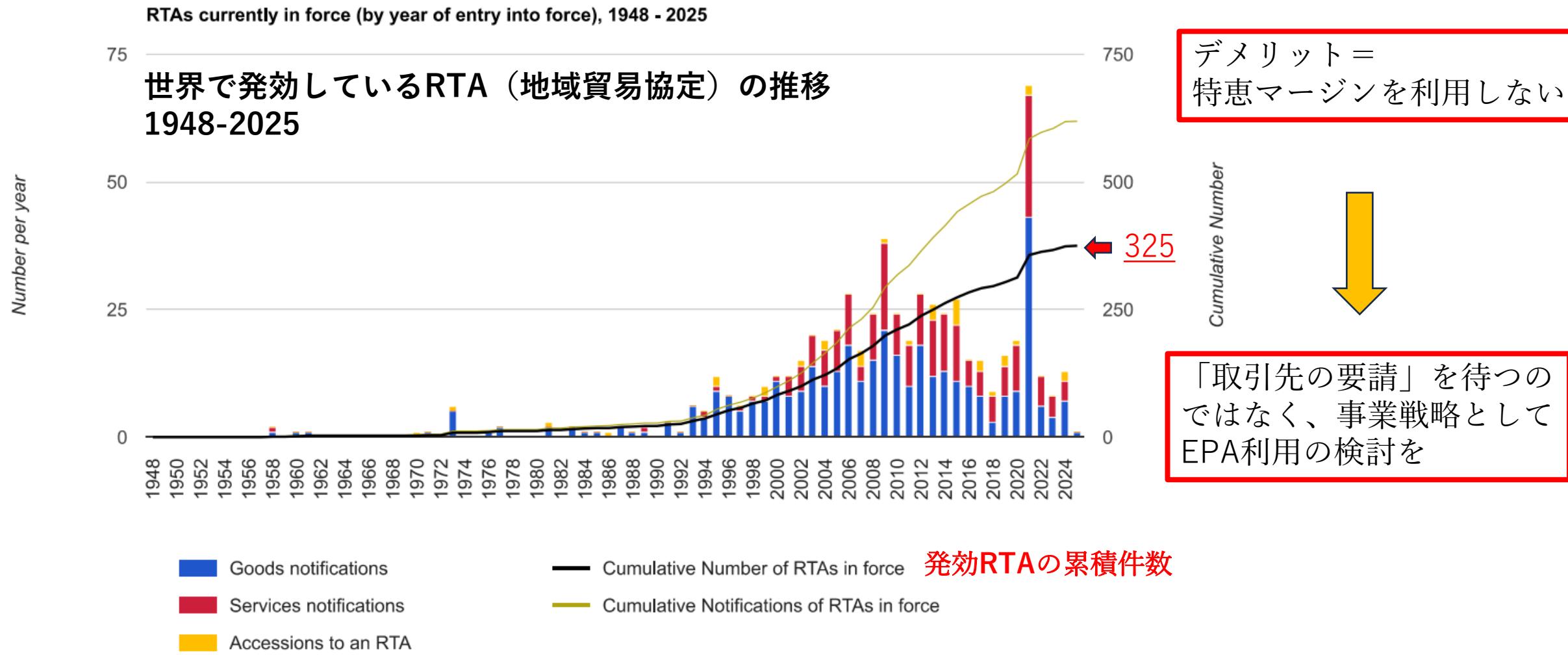


EPA/国	シンガポール	メキシコ	マレーシア	チリ	タイ	インドネシア	ブルネイ	カンボジア	ミャンマー	ラオス	フィリピン	スイス	ベトナム	インド	ペルー	豪州	モンゴル	カナダ	N Z	EU	米国	英国	韓国	中国	
2国間	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○			
ASEAN	○		○		○	○	○	○	○	○	○		○												
CPTPP	○	○	○	○			○				○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
RCEP	○		○		○	○	○	○	△	○	○		○		○	○		○			○	○	○		

※ RCEP のうち△の国は未発効

(2025年4月末時点)

## 2. EPA利用(再考)のススメ

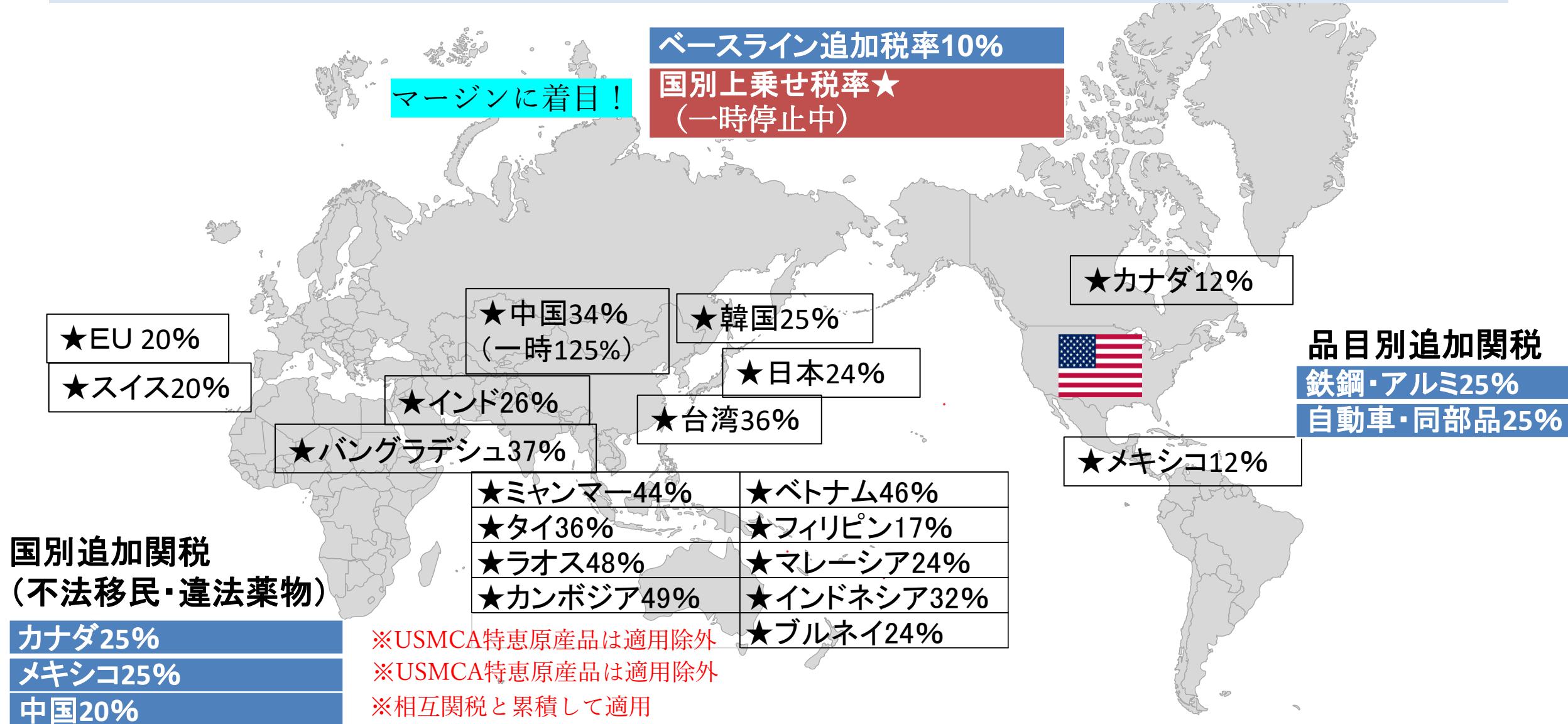


Note: Notifications of RTAs: goods, services & accessions to an RTA are counted separately. The cumulative lines show the number of RTAs/notifications currently in force.

Source: WTO Secretariat - May 19, 2025

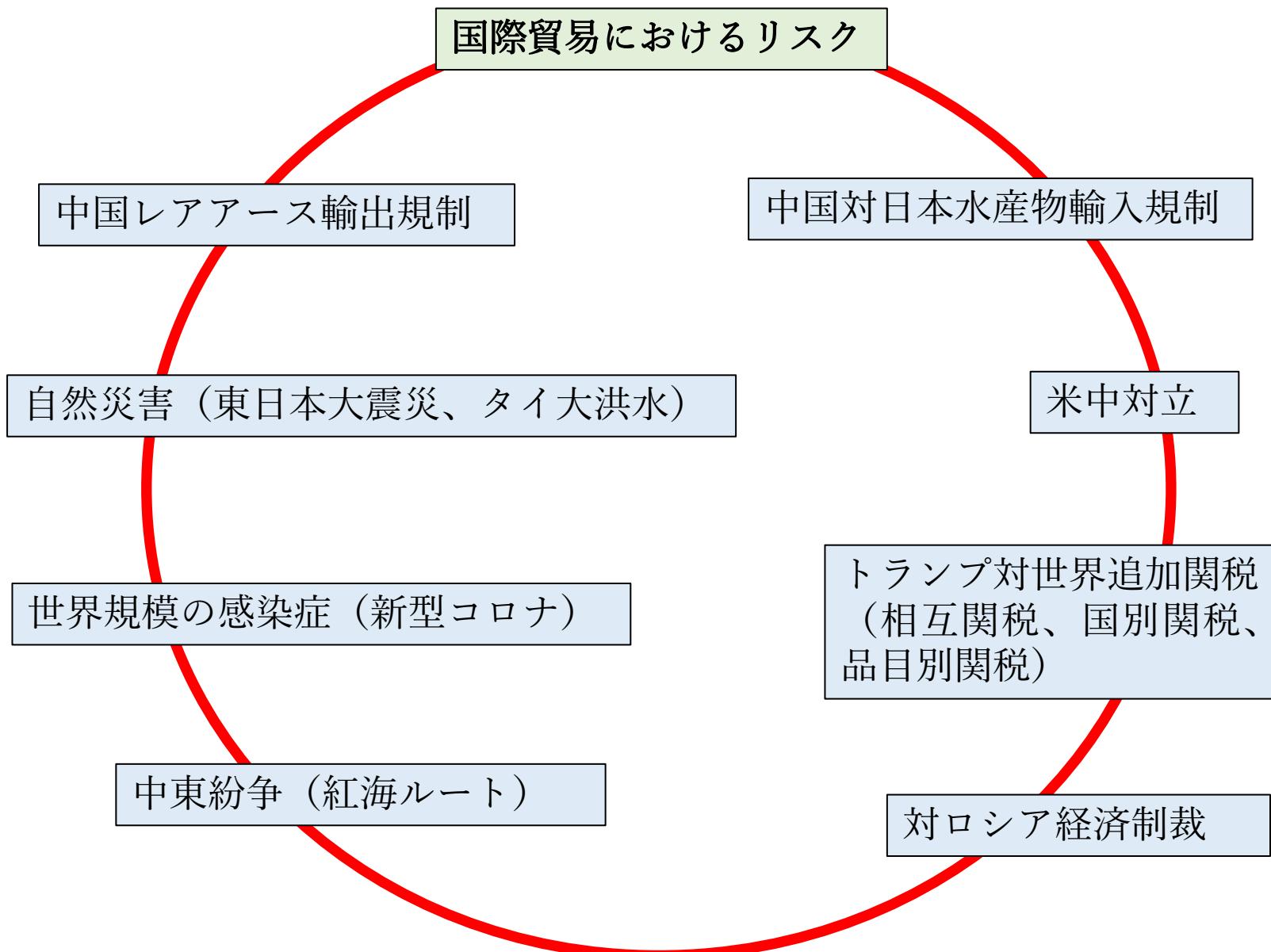
## 2. EPA利用(再考)のススメ

### (参考) 米国トランプ政権2.0 相互関税



## 2. EPA利用(再考)のススメ

### グローバル・サプライチェーンの見直し（再考）



### サプライチェーン構築

### サプライチェーンリスク顕在化

### 地政学・地経学リスク

### 経済安全保障 (守り、攻め)

### 自由貿易体制の堅持

### サプライチェーンの見直し（再考）

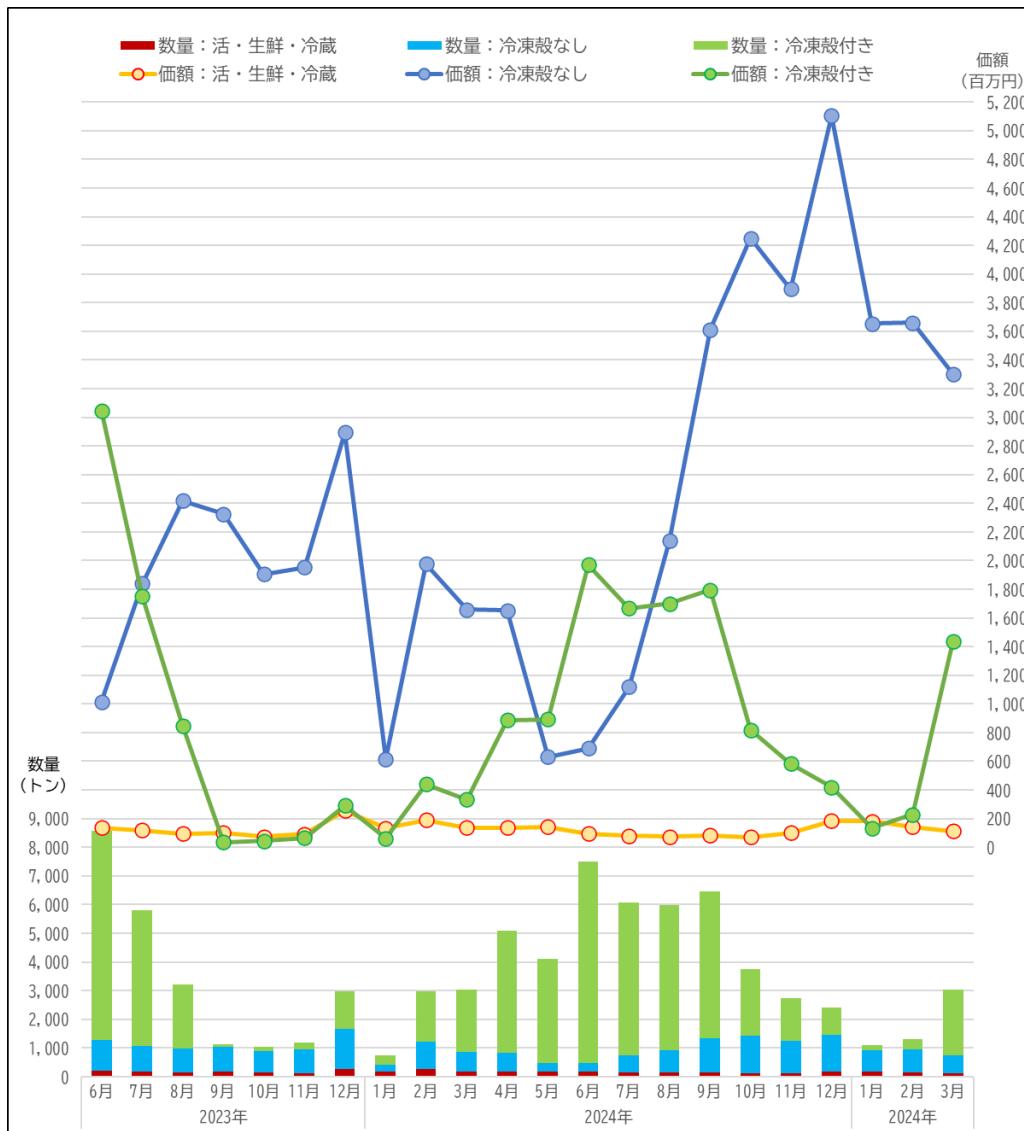
### サプライチェーンリスク分散化

### 輸出先・輸入先の多様化

## 2. EPA利用(再考)のススメ

### 北海道からの輸出「ほたて」主要HS別月別推移・国別構成比（1）

#### 1. 月別推移（2023年6月～2025年3月）



#### 2. 主要HS別仕向国（2025年3月）

##### 活・生鮮・冷蔵

地域/国	数量 (KG)	前年比	価額 (千円)	前年比
アジア	128,411	70.5%	112,239	81.6%
香港	125,656	70.4%	92,933	80.9%
台湾	2,530	68.0%	19,053	83.8%
マレーシア	225	全増	253	全増
総計	128,411	70.5%	112,239	81.6%

##### 冷凍殻なし

地域/国	数量 (KG)	前年比	価額 (千円)	前年比
アジア	196,458	120.2%	676,831	279.4%
大韓民国	30,090	54.1%	39,250	103.2%
台湾	15,740	26.4%	56,915	37.3%
香港	29,680	848.0%	109,525	1128.1%
ベトナム	81,243	291.2%	281,035	1559.8%
タイ	38,265	230.5%	188,772	811.1%
フィリピン	1,440	全増	1,334	全増
西欧	176,225	263.0%	861,438	466.9%
英国	30,200	全増	150,978	全増
オランダ	45,025	全増	211,152	全増
ベルギー	101,000	150.8%	499,308	270.6%
北米	234,836	52.5%	1,763,533	143.2%
カナダ	29,789	98.6%	128,576	169.2%
アメリカ合衆国	205,047	49.2%	1,634,957	141.4%
総計	607,519	89.7%	3,301,802	199.1%

##### 冷凍殻付き

地域/国	数量 (KG)	前年比	価額 (千円)	前年比
アジア	2,305,780	106.7%	1,435,621	430.0%
ベトナム	1,198,080	80.2%	669,146	319.8%
大韓民国	720,000	3000.0%	518,018	5970.7%
タイ	368,100	92.5%	230,843	430.0%
台湾	14,300	286.0%	14,337	692.6%
フィリピン	4,000	全増	1,865	全増
香港	1,300	86.7%	1,412	94.5%
総計	2,305,780	106.7%	1,435,621	430.0%

※本資料のホタテは以下の輸出統計品目番号の実績となります。

スキヤコップ及びその他のいたやがい科の軟体動物

活・生鮮・冷蔵：0307.21-000（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵のもの）

冷凍殻なし：0307.22-100（冷凍したもののうち完全に殻を除いたもの）

冷凍殻付き：0307.22-900（冷凍したもののうちその他のもの）

## 2. EPA利用(再考)のススメ

### 北海道からの輸出「ほたて」主要HS別月別推移・国別構成比（2）

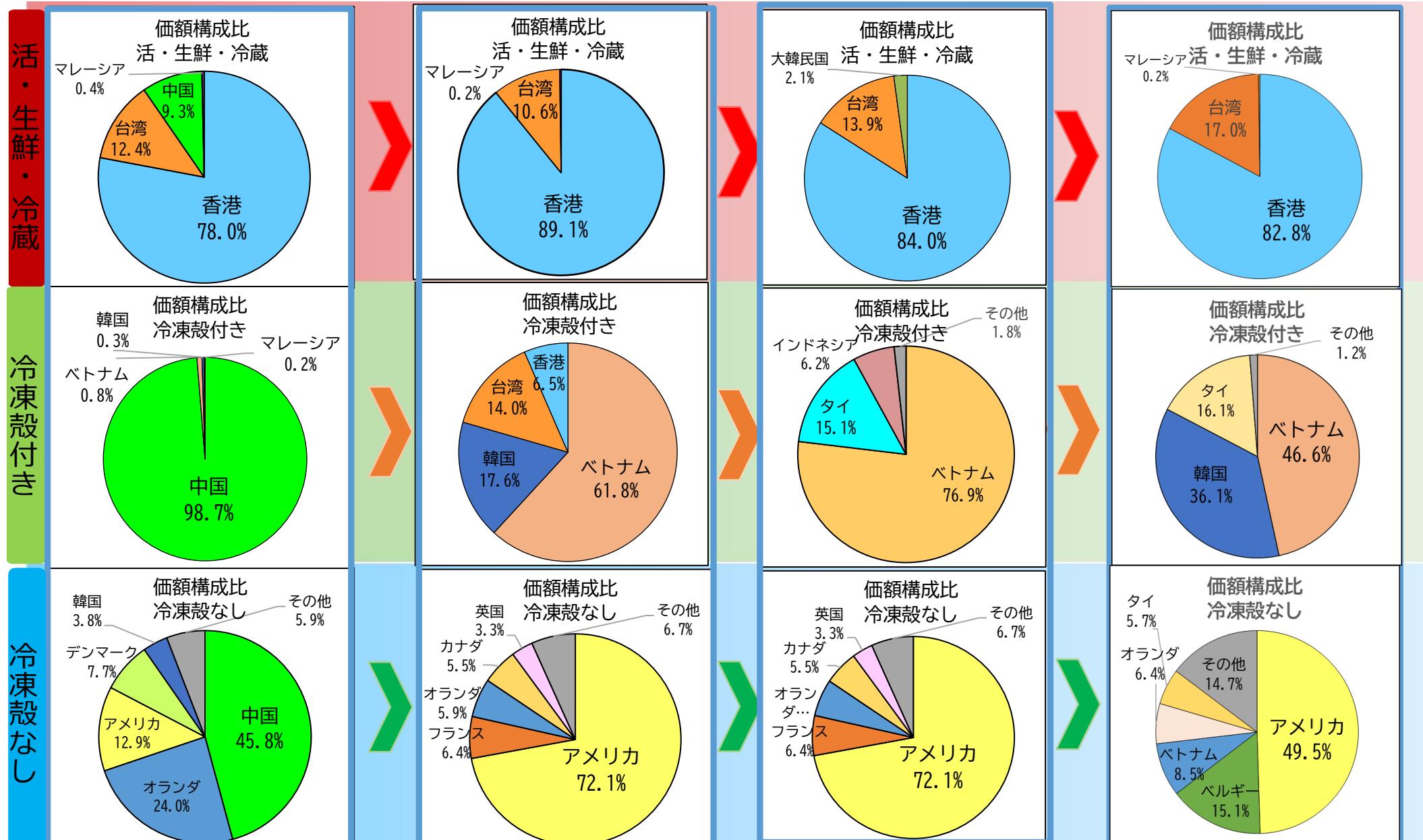
#### 3. 国別価額構成比（2023年6月、同9月、2024年8月、2025年3月）

①2023年6月（輸入停止措置前）

②2023年9月（輸入停止措置直後）

③2024年8月（輸入停止措置1年後）

④2025年3月（現在）



### 3. 税関によるEPA利用再考支援

## 税関HP

EPA・原産地規則ポータル

経済連携協定（EPA）等の適正かつ円滑な利活用のため、EPA原産地規則をはじめとする、様々な情報を掲載しています。

目的別に探す

初めてEPAで輸入

初めてEPAで輸出  
／輸出相談(自己申告)

原産地規則とは

原産地基準・証明手続  
／様式見本

協定・法令等  
／EPAとは

事前教示

事後確認

品目別原産地規則  
(PSR) の検索

パンフレット・  
お知らせ

お問い合わせ・  
その他のリンク

クリック！



原産地規則ポータル  
<https://www.customs.go.jp/roo/index.htm>

## EPA・原産地規則ポータル

EPAで輸入

EPAで輸出／輸出相談

原産地規則とは

使いたいEPA等について調べる

品目別原産地規則の検索

現在位置： EPA・原産地規則ポータル > EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について

### 1.EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出について

EPA税率の適用に際しては、対象商品が協定上由原産品としての条件を満たしているかを確認する必要があります。

1.EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出に関する相談 2.EPA税率の適用を受けるための流れ

### 1.EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出に関する相談

EPA原産地センターにおいて、日泰協定、CPTPP、日EU協定、日英協定、RCEP協定（泰州、ニュージーランド、韓国往向）における自己申告制度を利用した日本からの輸出に関する相談を承っております。

EPA税率の適用を受けるための流れをご覧いただいた後、ご不図点等がございましたら是非ご利用ください。

- EPAの自己申告制度を利用した日本からの輸出に関する相談
- 輸出相談FAQ(PDF: 305KB)

①RCEP協定において輸出者又は生産者が自己申告制度を利用できるのは、泰州、ニュージーランド、韓国への輸出のみです（2025年1月1日助成）。その他の協定圏へ輸出する場合、自己申告制度はご利用いただけませんのでご確認ください。  
②第三者登録制度を利用した輸出に関するご相談については、以下をご利用ください。

- 日本貿易振興機構（JETRO）（EPA利用手順、相談窓口、原産地証明ナビ）
- 経済産業省事務（EPA相談テクニカル）

### 2.EPA税率の適用を受けるための流れ

輸出相談のEPA利用のステップ(PDF: 11頁)に沿って確認方法を説明いたします。

- 輸出相手のEANコードを特定
- EPA税率が設定されているかを確認
- 適用される原産地規則を特定
- 原産地規則を選択するかを確認
- 輸出地での原産地手続
- 相手国におけるEPA税率の適用
- 必要に応じて手元から申請書類の提出

中古車に関する日米協定、日英協定の原産地規則の適用について

2 ページ目 品目別原産地規則を検索

### 3. 税関によるEPA利用再考支援

## 輸出入貨物のEPA利用ステップ



### 3. 税関によるEPA利用(再考)支援

## 輸出貨物のEPA利用ステップに係る支援

函館税関では、実際の輸出取引だけでなく、今後の輸出先の多様化も含め、事業者が行う以下の調査への支援を通じて、EPA利用の再考を支援します。  
(※業務部原産地調査官がワンストップ窓口として対応)

EPA輸出相談ワンストップ窓口  
(2024年11月設置)

1. 輸出HS番号
2. 輸出先国の適用関税率（EPA税率を含む）
3. 適用原産地規則の特定と適合性確認
4. 輸出先国における原産地証明に必要な書類

+ 原産地の事後確認（検証）における経験を踏まえたアドバイスも可能。

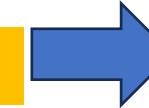
他の地元経済の輸出支援機関による取組みの補完  
→税関当局としての知見・経験を活かしたアドバイス

### 3. 税関によるEPA利用再考支援

税関当局としての知見・経験を活かしたアドバイス

輸出と輸入の共通性、HSコード解釈、事後確認（検証）の進展

輸出貨物のEPA利用ステップの効率的・効果的な調査への支援



- 世界共通、輸出入共通で、関税分類には、WCO(世界税関機構)のHS条約品目表(HS品目表)を採用
- 各EPAにおける各締約国の「譲許表」には、HS条約品目表の番号(HS番号／HSコード)を採用。
  - HSコードは、2桁、4桁、6桁までが共通。
  - 譲許表にはないが、HS品目表における「関税率表の解釈に関する通則」や「部注・類注・号注」を適用。
- 各EPAの原産地規則は、締約国間において共通のものを採用。(日米貿易協定は例外)
- 各EPAの原産地規則における品目別規則は、HSコードに沿って規定。
- 各EPAの原産地規則における品目別規則のうち、関税分類変更基準(HSコードの2桁、4桁、6桁を利用した基準)が圧倒的に多数採用
  - 輸出貨物の製造に使用された非原産材料のHSコードを確認する必要がある。  
(※関税分類変更基準で採用されている桁数にあわせて非原産材料のHSコードを確認する。  
→非原産材料のHSコードは「CC」であれば2桁「CTH」であれば6桁での確認で十分)
- 各EPAの譲許表や品目別規則で採用されるHSコードのバージョンは様々。  
(※HSバージョンの変遷: 1992, 1996, 2002, 2007, 2012, 2017, 2022)
  - 輸出先国における輸入申告と原産地証明で利用するHSコードのバージョンが異なることがある。

(参考)HS条約: 正式名称「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」

### 3. 税関によるEPA利用(再考)支援

#### HS番号の特定方法

- 税関HPの「輸出統計品目表」(日本における輸出申告で使用)で確認。

世界共通

➤ <https://www.customs.go.jp/yusyutu/index.htm>

- HS番号に関する質問等: 各税関関税鑑査官部門で受付。

➤ <https://www.customs.go.jp/question2.htm#b>

「関税率表の解釈に関する通則」や  
「部注・類注・号注」のほか、  
「関税率表解説」「分類例規」に留意。

輸出統計品目表 検索画面 (税関HP)

①  輸出統計品目表  
 輸出統計品目表 (〇〇年版)  
 参照情報

② [輸出統計品目表 \(〇〇年版\)](#)

③ 第21類 各種の調製食料品

④ 2103 ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード

⑤ 2103.90 その他のもの

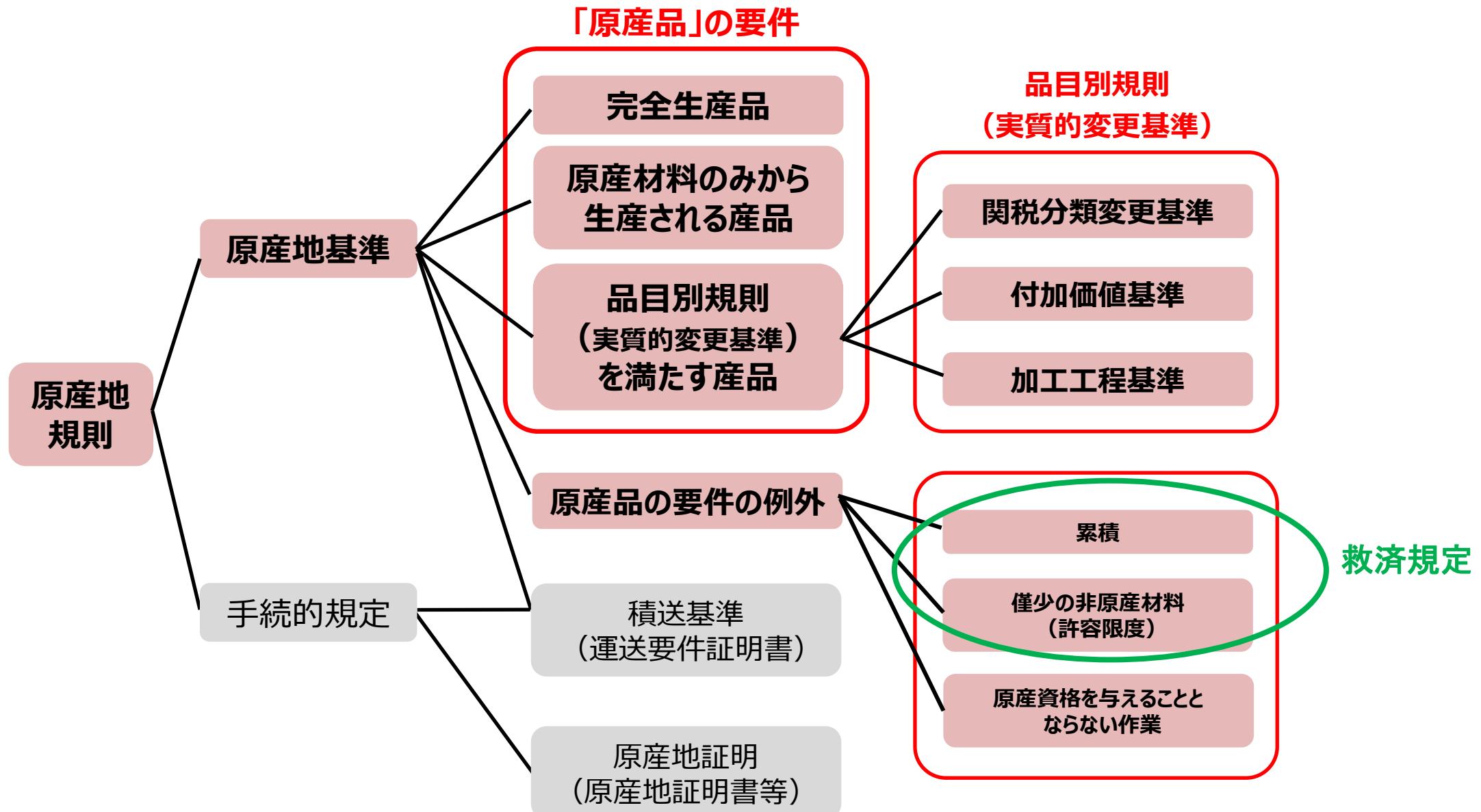
統計番号 Statistical code	品名 Description
2103	ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
2103.10 000	- 醤油
2103.20 000	- トマトケチャップ その他のトマソース
2103.30 000	- マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード
2103.90	その他のもの
100	-- 醤油
200	-- インスタントカレー その他のカレー調製品
300	-- ウスターソース その他これに類する物品

輸出先税関当局が有権解釈

事前教示制度の活用を推奨

### 3. 税関によるEPA利用(再考)支援

## 原産地規則の構成



### 3. 税関によるEPA利用(再考)支援

## 原産地基準

「原産品」の要件の例外

救済規定

### 累積 (救済規定)

- 相手国の原産品を自國の原産材料とみなすという考え方。
- 一の国では原産地基準を満たしていないても、2カ国等の生産を重ね合わせる (=累積する) ことにより、原産品の資格を獲得しやすいというメリット。
- 「相手国で作ったモノは、自国で作ったモノとみなす考え方（「モノの累積）と、
- 「相手国で行った生産は、自国で行った生産とみなす考え方（「生産行為の累積）がある。
- 「モノの累積→原産材料の割合が増加する
- 「生産行為の累積」→実質的変更基準を満たしやすくなる

### 僅少の非原産材料 (許容限度) (救済規定)

- 非原産材料が原産地基準（関税分類変更基準や加工工程基準）を満たさない場合でも、その使用量が僅かである場合には、生産された产品を原産品として認める規定。
- （言い換えると、原産地基準を満たさないごくわずかな非原産材料の使用を許容するルール）
- 本規定の有無やどの程度まで認めるかは、EPA毎、品目毎に異なる。

（規定例）「产品の価額の10%以下」、「产品の総重量の10%以下」

→実質的変更基準を適用する非原産材料の割合が減少する

### 3. 税関によるEPA利用(再考)支援

## 日米貿易協定における米国側の原産地規則

○協定構成: 協定本文、附属書Ⅰ 日本の関税及び関税に関する規定、附属書Ⅱ 米国の関税及び関税に関する規定

○「原産地規則及び原産地手続」については、共通ではなく、附属書Ⅰ・Ⅱに、日米別々の規定

### 米国の原産地規則について

- ・原産地基準については、①完全生産品、②原産材料からのみ生産される产品、③品目別規則を満たす产品。
- ・品目別原産地規則は、関税分類変更基準を採用。
- ・例外(附属書Ⅱパラ18(c))

ただし、一部の品目は、協定上の原産品と認められるために、原材料の一部が、①日本・米国で完全に得られ又は生産された产品(完全生産品)、又は②米国法上、第三国<sup>の</sup>材料が日本・米国で実質的に変更された产品(米国実質的変更基準を満たす)であることが必要。

#### ▶ 米国実質的変更基準とは…

- ◆ 「当該产品が、固有の名称、特徴又は用途を持ち合わせた、新たな異なる产品へと変更(transformation)したか否か」に基づき、実質的変更の有無を判定する基準

Column 1 (HS Classification)	Column 2 (Product-Specific Rule of Origin)
83016000	CC
83017000	CC
84068110	CTSH, except from subheading 8406.82
84069030	CTH

※上記のとおり、PSRに、「except from」との文言がある場合、「except from」以降に示されているHSコードに該当する原材料は、上記①又は②を満たすことが必要。

(出典) 「日米貿易協定における原産地規則」 (令和3年3月経済産業省通商政策局経済連携課)

米国の判例法を通じて発展した基準であり、統一的な基準は存在しない。具体的な適用は、各事案の事実関係に大きく依存する。



- ・事前教示制度を活用して確認
- ・事前教示の検索も有効

### 3. 税関によるEPA利用(再考)支援

## (参考) 米国税関事前教示①

### 米CBP eRuling Template (事前教示申請) <https://erulings.cbp.gov/>

#### 先頭ページ

An official website of the United States government [Here's how you know](#)



Electronic Ruling (eRuling) Template

#### Electronic Ruling (eRuling) Template

Welcome to the Electronic Ruling (eRuling) Template, which allows you to transmit electronic binding ruling requests directly to the National Commodity Specialist Division (NCSD) in New York. In an effort to assist you in providing all the necessary information pertaining to your specific ruling request (e.g. Classification, Marking, Origin, Trade Agreements) please read, [The Requirements for Electronic Ruling \(eRuling\) Requests](#) (<http://www.cbp.gov/trade/rulings/eruling-requirements>), including the **Information Required in Ruling Requests** section, before proceeding. Provide all the required information on the template and any accompanying attachments. Please select the appropriate box for the type of ruling you are requesting. You may select more than one box if your request involves multiple issues.

You must have access to any files you intend to attach prior to beginning this process as your ability to input data will expire with excessive input delay. Please limit your request to a maximum of 5 items of the same class or kind of merchandise. You will be provided the opportunity to review, edit, amend and print your ruling request, prior to transmission. If your transmission is received in good order you will receive an email acknowledgment of receipt, complete with a binding ruling control number, within one business day.

Paperwork Reduction Act Statement: An agency may not conduct or sponsor an information collection and a person is not required to respond to this information unless it displays a current valid OMB control number and an expiration date. The control number for this collection is 1651-0085. The estimated average time to complete this application is 10 hours. If you have any comments regarding the burden estimate you can write to U.S. Customs and Border Protection, Office of Trade, Regulations and Rulings, 90K Street, NE, Washington DC 20229. Expiration Date: February 28, 2026.

Begin Application

クリック!

- (※) 2. 請求種類においては、以下から少なくとも一つ選択（複数選択可）
- ・分類 (Classification)
  - ・表示 (Marking)
  - ・原産国 (Country of Origin)
  - ・貿易プログラム又は貿易協定の適用 (Application of Trade Program or Trade Agreement )

An official website of the United States government [Here's how you know](#)



Electronic Ruling (eRuling) Template テンプレート 1 ページ目

1	2	3	4	5	6
Requester Information	Type	Questions	Description	Attachments	Submit

1 申請者情報 2 申請種類 3 質問 4 説明 5 添付書類 6 提出

#### Ruling Requester Information

* (required) First Name	Middle Name(or initial)		
<input type="text"/>	<input type="text"/>		
* (required) Last Name	Title		
<input type="text"/>	<input type="text"/>		
* (required) Company Name			
<input type="text"/>			
* (required) Address 1	Address 2		
<input type="text"/>	<input type="text"/>		
* (required) City	* (required) State	* (required) Zip/Postal Code	* (required) Country
<input type="text"/>	<input type="button" value="Select N/A if n..."/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
* (required) Phone		* (required) Email Address	* (required) Retype Email Address
<input type="text"/>		<input type="text"/>	<input type="text"/>
Retype Email Address to con			

クリック!で次の項目へ

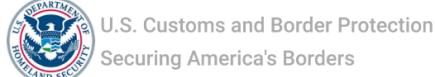
Next

### 3. 税関によるEPA利用(再考)支援

## (参考) 米国税関事前教示②

### 米CBP CROSS (事前教示検索システム)

<https://rulings.cbp.gov/home>



CUSTOMS RULINGS ONLINE SEARCH SYSTEM (CROSS)

Search キーワードを入力

クリック! →



#### About the Customs Rulings Online Search System (CROSS)

CROSS is a searchable database of CBP rulings that can be retrieved based on simple or complex search characteristics using keywords and Boolean operators. CROSS has the added functionality of CROSS referencing rulings from the initial search result set with their modified, revoked or referenced counterparts.

Rulings collections are separated into Headquarters and New York and span the years 1989 to present. Collections can be searched individually or collectively. For more information about features or how to use CROSS, please visit the [HELP](#) section.

#### What's New

CROSS was last updated May 13, 2025, 9:31 AM with 6 rulings, bringing the total number of searchable rulings to 216725. The most recent ruling is dated May 12, 2025.

#### All Latest Rulings

Includes NY and HQ rulings modified in the last 30 days. [XML](#) [CSV](#)

#### Latest NY Rulings

Includes NY rulings 30 days or newer. [XML](#) [CSV](#)

#### Latest HQ Rulings

[Trade related links](#) - Includes links to the Harmonized Tariff schedule, Customs Bulletins, Informed Compliance, Code of Federal Regulations, database. They are still being collected and we hope to have 100% inclusion as soon as practicable.

[Customs Valuation Encyclopedia \(1980-2021\)](#) - Download the Customs Valuation Encyclopedia (1980-2021) from the CBP web site.

#### Informational Note

Please be aware that not all rulings issued by HQ and NY since 1989 are yet included in the Harmonized Tariff schedule, Customs Bulletins, Informed Compliance, Code of Federal Regulations, database. They are still being collected and we hope to have 100% inclusion as soon as practicable.

Please submit any concerns related to CROSS to [CBP website questions](#).

※Ruling Category Tariff NoとRuling referenceをみて、教示の種類と対象貨物を確認。  
(上から2番目)

Category Tariff No「分類 + 原産国、関税番号0307.22.0000」、Reference「冷凍ホタテ（殻なし）の関税分類・原産国」  
(上から3番目)

Category Tariff No「分類、関税番号0307.22.0000」、Reference「日本からの冷凍ホタテ（殻なし）の関税分類」



U.S. Customs and Border Protection  
Securing America's Borders

検索結果 1 ページ目

CUSTOMS RULINGS ONLINE SEARCH SYSTEM (CROSS)

Search  
scallops

Scallops (ホタテ) を入力

Home Help

最新の日付か  
ら表示

Sort By  
Ruling Date - Newest First

Items per page: 30 1 - 30 of 35



DATE

5/8/2024

RULING  
CATEGORY  
TARIFF NO

[NY N339353](#)

RELATED

The Country of Origin of Bacon  
Wrapped Scallops Medallions

1/29/2024

2024年

[NY N337385](#)

Classification, Origin  
[0307.22.0000](#)

The Tariff Classification and Country of  
Origin of Frozen Scallop Meat

1/16/2024

→

[NY N337380](#)

Classification  
[0307.22.0000](#)

The Tariff Classification of Frozen  
Scallops from Japan

11/21/2023

クリック!  
して教示  
内容を  
表示へ

[NY N336075](#)

Classification  
[1605.29.0500](#)  
[1605.29.1010](#)  
[1605.52.6000](#)

The tariff classification of Frozen  
Seafood from Vietnam

10/10/2023

[NY N335413](#)

### 3. 税関によるEPA利用支援

## (参考) 米国税関事前教示③

N337385

January 29, 2024

CLA-2-03:OT:RR:NC:N5:231

CATEGORY: Classification, Origin

TARIFF NO.: [0307.22.0000](#)

Ms. Nicole Zhang  
Three Rabbits, LLC  
P.O. Box 66  
Bethpage, NY 11714

(前頁：上から2番目)  
2024年1月19日付  
カテゴリー「分類 + 原産国」  
関税番号「0307.22.0000」  
件名「冷凍ホタテ（殻なし）の  
関税分類・原産国」

RE: The Tariff Classification and Country of Origin of Frozen Scallop Meat

Dear Ms. Zhang:

In your letter, dated January 4, 2024, you requested a classification and country of origin determination.

You have outlined a scenario in which whole in-shell scallops with scientific name *Patinopecten Yessoensis* will be caught in Japan, frozen, and shipped to China. In China, the scallops will be defrosted, removed from their shells, cleaned, treated with sodium tripolyphosphate to retain moisture, sorted, frozen, and packed. You state that in some cases, the scallops may be boiled in plain water until cooked. The finished product will be packaged and shipped from China to the United States.

You seek a determination as to the tariff classification and country of origin of the above-described product.

The applicable subheading for Frozen Scallop Meat (*Patinopecten Yessoensis*) will be [0307.22.0000](#), Harmonized Tariff Schedule of the United States (HTSUS), which provides for: "Molluscs, whether in shell or not, live, fresh, chilled, frozen, dried, salted or in brine...: Scallops, and other molluscs of the family Pectinidae: Frozen." The rate of duty will be Free.

Duty rates are provided for your convenience and are subject to change. The text of the most recent HTSUS and the accompanying duty rates are provided on the World Wide Web at <https://hts.usitc.gov/current>. Part 134 of Title 19 of the Code of Federal Regulations (19 C.F.R. Part 134) implements the country of origin marking requirements of 19 U.S.C. §1304. Section 134.1(b) (19 C.F.R. §134.1(b)) defines "country of origin" as follows:

[T]he country of manufacture, production, or growth of any article of foreign origin entering the United States. Further work or material added to an article in another country must effect a substantial transformation in order to render such other country the 'country of origin' within the meaning of [the marking regulations]...

A substantial transformation occurs when an article emerges from a process with a new name, character or use different from that possessed by the article prior to processing. *United States v. Gibson-Thomsen Co., Inc.*, 27 CCPA 267, C.A.D. 98 (1940); *National Hand Tool Corp. v. United States*, 16 CIT 308 (1992), aff'd, 989 F. 2d 1201 (Fed. Cir. 1993). However, if the manufacturing or combining process is merely a minor one that leaves the identity of the article intact, a substantial transformation has not occurred. *Uniroyal, Inc. v. United States*, 3 CIT 220, 542 F. Supp. 1026, 1029 (1982), aff'd, 702 F.2d 1022 (Fed. Cir. 1983).

Regarding the above-described frozen scallop meat, this office finds that the article is not substantially transformed due to processing that is performed in China. Accordingly, based on the information presented, the

### 本事前教示の内容

#### 【対象貨物】

- ①日本で捕獲・冷凍した殻付きホタテを中国へ輸出。
- ②中国で当該貨物を解凍・殻取り・洗浄・水分保持処理（又は真水加熱処理）・選別・冷凍・包装。
- ③完成品は中国から米国へ輸出。

【関税分類】 HTSUS (米国関税率表) 0307.22.0000

#### 【原産国】

<根拠法令>合衆国法典第19編第1304条に規定された原産国表示要件を実施する連邦規則集第19編第134条 (19 C.F.R. Part 134)。

<原産国の定義：第134.1条(b)>米国に輸入される外国原産品の製造、生産又は育成した国。他国において物品に加工又は材料が加えられる場合、当該他国が「表示 (Marking) に係る規則」における「原産国」とみなされるためには、実質的変更を生じさせる必要がある。

<判例に基づく判断基準>実質的変更とは、ある物品が加工工程を経て、加工前の物品とは異なる新たな名称、特徴又は用途を有するようになつた場合に生じる。しかし、製造工程又は結合工程が物品の同一性を損なうことなく軽微なものに過ぎない場合、実質的変更とはみなされない。  
(参照判例省略)

<上記基準に基づく判断>上記の冷凍ホタテ（殻なし）については、中国で加工されたことにより実質的変更は認められないと判断。したがって、提供された情報に基づき、ホタテ（殻なし）は、税関の原産国及び表示の目的のために、日本産と判断。

※同様の対象貨物（日本殻付きで輸出→中国殻なしへ加工→米国へ最終輸出）については、2019年、2020年、2022年、2023年にも同様の事前教示の検索結果が存在。

※米国における非特恵原産国は、上記連邦規則に基づいて「実質的変更」の有無で決定。実施的変更の有無は、判例の基準に基づき判断。  
→日米貿易協定の米国側の特恵原産地規則にも一部採用。



以下省略

### 3. 税関によるEPA利用(再考)支援

#### (EPA別) 証明制度・提出書類・品目別規則のHSバージョン 一覧表

EPA他	証明制度	提出書類（原則）	HSバージョン
インド	第三者証明	原産地証明書	2007
インドネシア	第三者証明	原産地証明書	2017※
シンガポール	第三者証明	原産地証明書	2002
タイ	第三者証明	原産地証明書	2017※
チリ	第三者証明	原産地証明書	2002
フィリピン	第三者証明	原産地証明書	2002
ブルネイ	第三者証明	原産地証明書	2002
ベトナム	第三者証明	原産地証明書	2007
マレーシア	第三者証明	原産地証明書	2002
モンゴル	第三者証明	原産地証明書	2012
ASEAN	第三者証明	原産地証明書	2017※
スイス	第三者証明 認定輸出者による自己証明	原産地証明書 原産地申告（「特定の原産地申告文」を記載した商業書類）	2007
ペルー	第三者証明 認定輸出者による自己証明	原産地証明書 原産地申告（「特定の原産地申告文」を記載した商業書類）	2007
メキシコ	第三者証明 認定輸出者による自己証明	原産地証明書 原産地申告（「特定の原産地申告文」を記載した商業書類）	2002
オーストラリア	第三者証明 自己申告	原産地証明書 原產品申告書 & 原產品であることを明らかにする書類（原產品申告明細書、関係書類等）	2012
米国	自己申告	原產品申告書 & 原產品であることを明らかにする書類（原產品申告明細書、関係書類等）	2017
英国	自己申告	原產品申告書 & 原產品であることを明らかにする書類（原產品申告明細書、関係書類等） ※ 輸出者・生産者自己申告は原産地申告書の代わりの「申告文」 ※ 日英簡素化の場合は「申告文」のみ	2017
EU	自己申告	原產品申告書 & 原產品であることを明らかにする書類（原產品申告明細書、関係書類等） ※ 輸出者・生産者自己申告は原産地申告書の代わりの「申告文」 ※ 日EU簡素化の場合は「申告文」のみ	2017
CPTPP	自己申告	原產品申告書 & 原產品であることを明らかにする書類（原產品申告明細書、関係書類等）	2012
RCEP	第三者証明 認定輸出者による自己証明 自己申告	原産地証明書 原産地申告（「協定附属書3Bの必要的記載事項」を記載したもの） 原產品申告書 & 原產品であることを明らかにする書類（原產品申告明細書、関係書類等）	2022※

品目別規則のHSバージョンは最新のHSとは異なる点に留意。

※輸出先での輸入申告は最新のHSバージョン。

※ インドネシア：2024.2.4までHS2002採用  
 ※ タイ：2021.12.31までHS2002採用  
 ※ ASEAN：2023.2.28までHS2002採用  
 ※ RCEP：2022.12.31までHS2012採用

証明方法が多様化  
 ↓  
 ・ニーズに応じた選択可能性の拡大  
 ↓  
 ・コスト削減可能性の拡大

### 3. 税関によるEPA利用支援

#### 経済連携協定において採用されている原産地証明制度の一覧（日本から輸出時）

	商工会議所 第三者証明制度 (原産地証明書) <small>※日本商工会議所が発給。ただし、日シンガポール協定の場合は各地の商工会議所が発給。</small>	絏済産業省 認定輸出者制度 (原産地申告) <small>※経済産業省が認定した輸出者が原産品である旨を申告する。</small>	自己申告制度（原産品申告書）	
			※輸入者等が自ら原産品である旨を申告する。 輸出者・生産者による自己申告	輸入者自己申告
日メキシコ協定	○	○	×	×
日イスラエル協定	○	○	×	×
日ペルー協定	○	○	×	×
日オーストラリア協定	○	×	○	○
CPTPP	×	×	○	一部○ ※1
日EU協定	×	×	○	○
日米貿易協定	×	×	×	○
日英協定	×	×	○	○
RCEP協定	○	○	一部○ ※2	×
上記以外の締結済EPA	○	×	×	×

※1 ・ ブルネイ、マレーシア、メキシコ、ペルー及びベトナムについては、輸入者自己申告は、協定がそれぞれの効力を生ずる日の後5年以内に行われることになっています。

※2 ・ オーストラリア・ニュージーランド・韓国仕向のみ利用可能

税関

輸出者の皆様へ

EPAの輸出相談

EPA（経済連携協定）について  
「自己申告制度」を利用する日本からの輸出についての相談をお受けしています

対象  
日オーストラリアEPA、TPP11(CPTPP)、日EU・EPA、RCEP（オーストラリア、ニュージーランド仕向）を利用して、日本から輸出する貨物について原産地証明手続（自己申告）を行う方

内容  
輸出貨物の原産性の考え方や、原産品申告書の作成に関する不明点、必要な書類の範囲など、「自己申告制度」の利用についての疑問にお答えします

詳しい相談方法は裏面へ

Webサイトも検索

税関EPA輸出相談



財務省・税関EPA原産地センター

### 3. 税関によるEPA利用支援

#### 產品が原産品であることを証明するために必要な書類の例

##### ■ 完全生産

契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等

##### ■ 原産材料のみから生産される產品

契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、  
製造原価計算書、仕入書、価格表等

##### ■ 品目別規則を満たす產品

###### a. 関税分類変更基準

総部品表又は材料一覧表(HS番号を含む)、製造工程フロー図、生産指図書等

###### b. 付加価値基準(域内原産割合)

製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等

###### c. 加工工程基準(化学反応等)

契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等

##### ■ その他の原産性の基準を適用する場合

材料の締約国原産地証明書等、製造原価計算書、その他輸出しようとする產品が、  
各EPAに規定する原産性の基準(累積、僅少の非原産材料等)を満たしていることを  
示すために必要となる事実を記載した資料

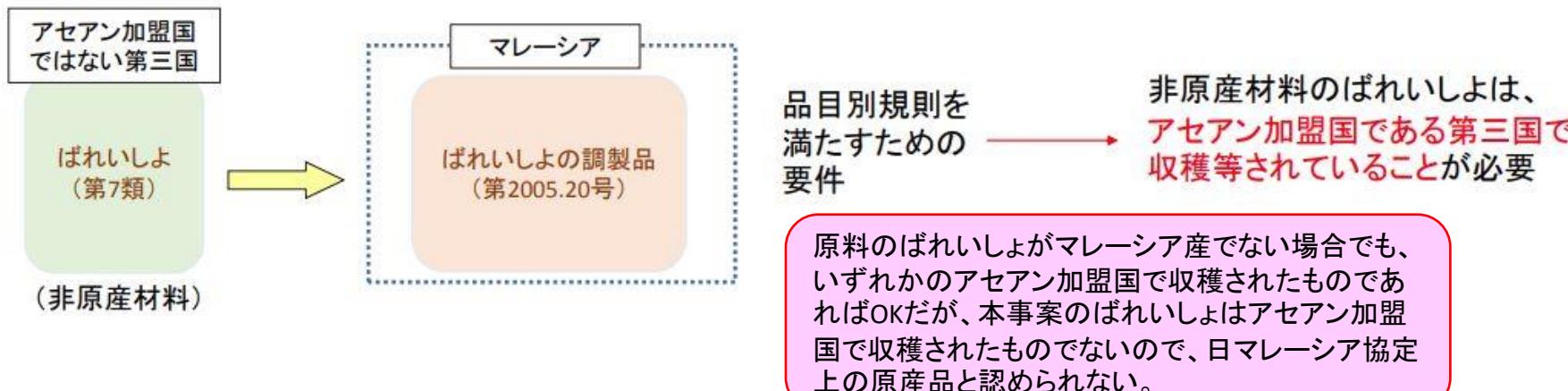
# 特恵適用否認事例

## 税関HP 非違事例

[https://www.customs.go.jp/roo/gensan\\_hijirei/index.htm](https://www.customs.go.jp/roo/gensan_hijirei/index.htm)

【一例】

產品名	ばれいしよの調製品	HS番号	第2005.20号 (HS2002)
協定名	日マレーシア協定	特恵符号 (原産地証明書の記載)	A (完全生産品)
品目別規則	第2005.10号又は第2005.20号の產品への他の類の材料からの変更 (第7類の非原産材料を使用する場合には、当該非原産材料のそれが東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫され、採取され、採集され、又は完全に生産される場合に限る。)		
概要	材料を確認したところ、非原産材料である第7類のばれいしよを使用していることが判明。当該第7類の非原産材料は、品目別規則に定める東南アジア諸国連合の加盟国である第三国において収穫されたものではないことから、品目別規則を満たさない。したがって、日マレーシア協定上のマレーシア原産品と認められない。		



## 4. まとめ

### 税関のEPA利用再考・輸出促進支援

#### 1) EPAの利用状況

- ・利用されない・できない理由→取引先の要請がない、EPAに関する体制をとっていない 等

#### 2) EPA利用再考のススメ

- EPA特恵マージンは年々拡大  
EPA利用メリット年々拡大、EPA利用しないことは国際競争上のデメリット
- サプライチェーンリスクの顕在化  
サプライチェーンリスクの分散が必要（集中依存回避）、EPA利用を通じた輸出先の多様化
- 日本産品の割安  
→ 輸出における事業戦略として自らEPAの活用や再考をすべき。では、体制は？

#### 3) 税関によるEPA利用再考支援

- 税関HPに「輸出貨物のEPA利用ステップ」の情報あり
- 函館税関EPA輸出相談ワンストップ窓口設置  
→各事業者が行う「輸出貨物のEPA利用ステップ」の調査を支援  
→各事業者のEPA利用再考を側面支援
- 他の輸出支援機関による取組の補完  
→税関当局としての知見・経験を活かしたアドバイス  
(輸出・輸入の共通性、HSコード解釈、事後確認（検証）の進展)

## EPA輸出相談ワンストップ窓口



函館税関では、**EPAを利用した日本からの輸出**について、  
相談対応を行っています。

### ■ 相談内容

- ・輸出貨物のHS番号、輸出先国の適用関税率(EPA税率を含む)
- ・適用原産地規則の特定と適合性
- ・輸出先国における原産地証明に必要な書類
- ・事後確認(検証)における経験を踏まえたアドバイス等々

### ■ 担当部門

函館税関業務部原産地調査官部門 **EPA輸出相談ワンストップ窓口**

住所：北海道函館市海岸町24-4 函館港湾合同庁舎

☎ 0138-40-4255

✉ [hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp](mailto:hkd-gyomu-gensan@customs.go.jp)

### ■ 相談方法

メール、電話、対面、オンライン面談等

相談内容に応じてご提案させていただきます。

まずはお気軽にお問い合わせください。

上記相談による結果は、輸出先でのEPA税率の適用を保証するものではありません。

EPA税率の確実な利用のため、輸出先税關における事前教示制度の利用等をお勧めする場合  
もあります。

※セミナー等への講師派遣も可能ですので、ご要望があればお問い合わせください。